

日 時：令和 7 年 10 月 22 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、

小笠原委員

西中事務局次長、戸梶総務課長、

香月参事官、日置参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、宍戸委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第337回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は一つです。

議題 1 「出入国在留管理庁長官（外国人の在留資格に係る許可に関する事務、外国人の出入国又は在留の管理に関する事務及び特別永住者証明書の交付に関する事務）の全項目評価書（新規実施）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 出入国在留管理庁長官から提出されました全項目評価書につきましては、10月8日水曜日に開催されました第335回個人情報保護委員会において、出入国在留管理庁及びデジタル庁の職員に出席いただき、概要説明が行われたところでございます。

本日の委員会では、特定個人情報保護評価指針に定める観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明いたしますので、承認の可否について御審議いただきたいと思います。

なお、資料 1－1 として、出入国在留管理庁長官から提出された全項目評価書を配付しておりますが、第335回個人情報保護委員会の資料から内容に変更はございませんので、当該資料に関する説明は省略させていただきます。

それでは、資料 1－2 を御覧ください。評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明させていただきます。

1 ページ目から 4 ページ目までの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行って いるか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、5 ページ目から 11 ページ目までの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査をしており、いずれも問題になる点は認められませんでした。

つづきまして、12 ページ目の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」では、「主な考慮事項（細目）」の 74 番として、「公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス（中間サーバー相当機能）から特定個人情報が漏えい等するリスクを軽減するための対策が具体的に記載されているか。」といった観点から審査を行い、問題は認められない

としております。

つづきまして、13ページ目上段の「総評」を御覧ください。3点を記載しており、いずれも特段の問題は認められないものとしています。

最後に、13ページ目下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項として5点を記載しております。

(1) として、事務の内容や特定個人情報の流れ等に関するリスク対策等について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(2) として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(3) として、組織的及び人的安全管理措置について、適切な組織体制の整備、職員への教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

(4) として、委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いについて、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(5) として、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることになった場合には、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上でございます。

なお、本日の委員会で御承認いただけましたら、出入国在留管理庁長官に対し、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要、議事録につきましては、準備が整い次第、委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいいたします。

清水委員。

○清水委員 ただいま説明のありました審査書案につきましては、これで結構だと思います。

審査書の13ページ目の審査記載事項（3）に記載されていますように、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことと記載されておりますけれども、これに関しての補足意見を1点申し上げたいと思います。

10月8日の概要説明の際に、デジタル庁から、デジタル庁及びサービス利用機関で緊密な連携を図りながら、それぞれの責任分界において適切に監査を実施することで、監査の実効性を高める予定とのことでございました。また、公共サービスメッシュ機関間情報連携サービス全体として、適切な特定個人情報の取扱いが確保されるよう努めるとの御説

明がございました。

したがいまして、出入国在留管理庁は、自己点検・監査に当たって、デジタル庁と緊密な連携を図りながら、その実効性を高めるよう適切な運用及び見直しを行っていただきたいと思います。

以上です。

○手塚委員長 事務局から何かございますか。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正という御意見ではなかったと思いますので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定します。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこといたします。

それでは、本日の議題は以上でございます。

本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。